

# 施設利用規程

平成 29 年 3 月 13 日制定

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、本学が管理する施設（以下「施設」という。）を利用する場合に必要な事項を定める。

## (利用の範囲)

第 2 条 施設の貸与は、本学の運営上支障がない限りにおいて、教育、研究の諸活動その他社会教育・社会活動の目的のために別表 1 に定める施設の利用を認めることができる。

2 体育館及び陸上競技用グラウンド、野球場、テニスコートにおける施設の貸与は、原則として、公式大会を目的とする活動において利用を認めることができる。また、前述の施設利用時にはスポーツ保険の加入や監督責任者の設置のもとで利用することとする。

## (利用者の資格)

第 3 条 施設を利用することができる団体は、次の各号に該当する場合とする。なお、個人での利用は認めないものとする。

- (1) 国、又は地方公共団体において公用及び公共目的のために利用するとき。
- (2) いわき市内の小学校、中学校、高等学校が主催する教育活動を目的として利用するとき。
- (3) 高大連携校が教育活動を行うことを目的として利用するとき。
- (4) いわき市民を対象として社会教育に関する事業を行うことを目的とする団体が利用するとき。
- (5) 学会や学術団体等が主催する教育・学術に関する会合や講演会等にて利用するとき。なお、本学教職員が団体の代表等として主催する場合もこれに該当する。
- (6) 本学教職員、卒業生、父母会が主催する教育・学術に関する会合や講演会等にて利用するとき。
- (7) その他学長が特に認めるとき。

2 前項の社会教育とは、社会教育法第 2 条において、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーションの活動を含む。）をいう。なお、次の各号に該当する団体は社会教育関係団体とは認めないものとする。

- (1) 塾や各種教室のような講師が中心となり月謝をとり活動している団体
- (2) 会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体

## (利用の申し込み)

第 4 条 施設を利用する場合は、施設利用許可申請書（様式第 1 号）を利用日の 3 ヶ月前の 9 時から利用日の 1 ヶ月前の 17 時までに大学事務局の担当部署に申請し、学長の許可を得なければならない。但し、申請書の受付開始日又は受付終了日が土日祝日及び臨時休校日の場合は、受付開始日は翌開局日の 9 時から、又は受付終了日は翌開局日の 18 時までとする。また、利用日の申請は当該年度のみとする。利用については、次年度分の 4 月 1 日を申請書の受付開始日とする。なお、施設予約システムの利用を許可された者に限り、システムによる施設利用の申し込みを行うことができる。

2 学生が正課外活動等において施設を利用する場合には大学事務局の担当部署に申し込むものとする。

## (利用許可)

第 5 条 前条により施設利用の申し込みがあった場合は、施設予約システムでの申し込みの場合を除き、大学事務局の担当部署は次の事項を確認の上、学長がその許否を決定するものとする。

- (1) 本学の行事、授業、課外活動等に支障がないこと。

- (2) 学内の秩序を乱し、又は学習環境を害する恐れがないこと。
  - (3) 施設又は設備を損傷し、又は滅失する恐れがないこと。
  - (4) 営利を目的としていないこと。
  - (5) 特定の宗教若しくは政党を支持し、又はこれに反対することを目的としていないこと。
- 2 学長は、施設利用を許可した者に施設利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。
  - 3 第1項にかかわらず、学長が不相当と認めるときは許可しない。

（利用権利の譲渡等の禁止）

第6条 施設利用の許可を得て本学の施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、利用の目的を許可なく変更し、又は利用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用許可の取り消し等）

第7条 次の各号のいずれかに該当するとき、もしくはおそれのあるときは、本学は利用者に対して利用の取り消し、中止、変更又は制限（以下「取り消し等」という。）をすることができる。

- (1) 利用目的に反したとき。
  - (2) 本学の指示に従わないとき。
  - (3) 公益を害する恐れが生じたとき。
  - (4) 本学の管理上又は運営上不相当と認められたとき。
  - (5) その他、やむを得ない事情により、本学がこれを利用する必要性が生じたとき。
- 2 前項の許可を取り消し等により生じる損失については、本学はその責任を負わないものとする。

（利用者の準備、変更等）

第8条 利用者は、本学の指示があるまでは、その利用のための準備をしてはならない。

- 2 利用者が利用許可を受けた後に利用日時の変更又は取り消しをする場合は、利用開始日の7日前まで（土日祝日のときはその前日まで）にその旨を大学事務局の担当部署に申し出なければならない。

（利用期間及び時間）

第9条 施設の利用期間は、原則として、当該年度の4月の第3月曜日から2月末日までの開校日とする。但し、本学主催の業務が優先されるものとし、また、夏期休暇中の一斉休業や年末年始休業、入試期間中、又は施設・設備点検日等は利用できないものとする。

- 2 施設の利用時間は、原則として、平日の9時から19時まで、土日祝日の8時から17時までとする。但し、利用時間は、入室から退出（準備・後片付けを含む）までとする。

（利用料金・納入及び減免）

第10条 施設・設備の利用料金は、別表1のとおりとする。但し、学長が必要と認めるときは、利用料金を減額、又は免除することができる。

- 2 施設・設備の利用料金等は、施設利用後、本学から送付する請求書により、指定する納入期日までに本学の指定する銀行口座に振り込むものとする。

- 3 施設利用料金の減免基準は、別表2のとおりとする。但し、参加費や入場料を徴収するときは減免基準の対象外とする。また、施設の利用料金の減免には、設備の利用料金は含まないこととする。なお、減免申請をする場合には、第4条利用の申し込みと合わせて、施設利用料金減免申請書（様式第3号）により教務学生課に申し込むものとする。

（利用者の遵守事項）

第11条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 本学から交付された施設利用許可書は、常に責任者が携帯し、本学関係者の請求に応じ、その都度、提示しなければならない。
- (2) 利用許可を受けた施設・設備以外は利用しないこと。但し、屋外トイレの利用は許可する。

- (3) コンサートホールの空調、音響、照明については、利用者にて専門業者へ依頼・調整・支払いをすること。また、利用開始日の14日前まで（土日祝日のときはその前日まで）に専門業者への依頼状況の旨を大学事務局の担当部署に報告しなければならない。
- (4) 学内に物品を搬入しようとするときは、あらかじめ本学の許可を受けること。
- (5) 許可なく、構内を車両走行しないこと。
- (6) 許可なくポスターの貼付、ビラの配布、横断幕・懸垂幕の掲揚等を行わないこと。又は、物品販売等の営業活動を行わないこと。
- (7) 許可を受けた施設内で火気を用いてはならない。
- (8) 許可なく電気機器類等を搬入しての利用はしないこと。
- (9) 許可なく設備、備品等を移動しないこと。
- (10) 本学は全面禁煙であること。
- (11) 本学の指定する場所以外で飲食はしないこと。
- (12) 準備及び後片付け等は、利用を許可された時間内に、利用者がこれを行うこと。
- (13) 利用後は、利用者が整備及び清掃を行うこと。
- (14) 利用の際に出た廃棄物、ゴミ類は利用者側において持ち帰ること。
- (15) 施設、設備等を破損又は滅失したときは、速やかに本学に届け出ること。
- (16) 利用者が作成する案内に、本学の許可なく本学の住所、電話番号等を掲載しないこと。
- (17) 施設の収容人数を超えて入場させないこと。
- (18) 利用者は、参加者等の誘導のため、大学正門入口、学生駐車場その他の必要の場所に適切な数の誘導員を配置すること。
- (19) 学内で発生した交通事故については、大学側では責任を負わないこと。
- (20) その他本学関係者の指示に従うこと。

2 利用者は、前項を遵守するほか、特に火災・盗難の防止、その他規律・秩序を乱す恐れがある者に対する入場の許否、又はこれらに万全を期するため必要に応じた十分な整理員の配置等の措置を講じなければならない。

3 利用者が第1項を遵守しないとき、次回申請及び利用を許可しないものとする。

（利用者の原状回復義務）

第12条 利用者が、利用後に現状を回復する義務を履行しないときは、本学が利用者に代わり原状回復する。この場合において利用者はその経費を負担しなければならない。

（損害賠償）

第13条 利用者は、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する金額を損害賠償として本学に支払わなければならない。但し、利用者が施設又は設備を原形に回復した場合は、この限りでない。

2 利用者は、その利用の参加者の故意又は過失により本学に損害を与えたときは、その賠償の責めを負う。

3 利用者は、本規程に定める義務を履行しないことにより本学に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、大学評議会の意見を聴いて、学長が定める。

（改廃）

第15条 この規程の改廃は、大学評議会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 いわき明星本学施設利用に関する運用規則（平成 28 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。